# 広報関係事務の流れについて

## 1 ねりま区報

(1) 〇月分区報掲載予定記事等の提出について

管理係 ⇒ 各係・各館(指定管理者館含む)に提出依頼メール ※各館(指定管理者館含む)へは、「新様式(年間3件まで)にて、提出先は事業統括

※谷館、信配官座省館古む)、いは、「刺像式(中間3件よく)にく、1旋山九は事業制度 係」と明記して依頼する。

 $\downarrow$ 

各 館(指定管理者館含む)

- ⇒ 事業統括係に提出
- ⇒ 事業統括係から管理係に提出(データ) 内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から子供事業統括係へ引き継ぐ。 ⇒ 子供事業統括係から管理係に提出(データ)

各 係 ⇒ 管理係に提出(データ)

管理係 ⇒ 全館分を取りまとめのうえ、光が丘図書館長決裁後、部庶務へ回答する。

## (2) 〇月〇日号区報原稿の提出

管理係 ⇒ 各係・各館(指定管理者館含む)に提出依頼メール ※各館(指定管理者館含む。)へは、「提出先は事業統括係」と明記して依頼する。

各 館 (指定管理者館含む)

- ⇒ 事業統括係に提出(データ)
- ⇒ 事業統括係から光が丘図書館長決裁後、管理係に提出(データと紙) 内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から子供事業統括係へ引き継ぐ。 ⇒ 子供事業統括係から光が丘図書館長決裁後、管理係に提出(データと紙)

各 係 ⇒ 光が丘図書館長決裁後の原稿を、管理係に提出(データと紙)

管理係 ⇒ 広聴広報課および部庶務へ提出する。

## (3) 〇月〇日号区報原稿の校正

管理係 ⇒ 各係に校正依頼(紙)

(各館(指定管理者館含む)分は、事業統括係または子供事業統括係に依頼)

事業統括係または子供事業統括係から、各館(指定管理者館含む)へ校正依頼

 $\downarrow$ 

# 各 館 (指定管理者館含む)

- ⇒ 事業統括係または子供事業統括係に提出(ファクス)
- ⇒ 事業統括係または子供事業統括係から係長決裁後の校正原稿(原本)を、管理 係に提出

各 係 ⇒ 係長決裁後の校正原稿(原本)を、管理係に提出

管理係 ⇒ 取りまとめのうえ、光が丘図書館長決裁後、部庶務へ回答する。

## 2 練馬区公式ツイッターで発信する区政情報の提出

 $\downarrow$ 

管理係 ⇒ 各係に提出依頼メール

各 係 ⇒ 光が丘図書館長決裁後のツイートシートを、管理係に提出(データ)

管理係 ⇒ 取りまとめのうえ、部庶務へ回答する。

# 3 ホームページ

(1) 練馬区ホームページ

各係 ⇒ 各係のCMS操作員が、各々作成・修正・掲載

各館(指定管理者館含む) ⇒ 掲載を希望する場合は事業統括係に連絡し、事業統括係 CMS操作員が作成・修正・掲載を行う。 内容が児童・青少年向けであれば、事業統括係から 子供事業統括係へ引き継ぐ。

(2) 練馬区立図書館ホームページ

別紙のとおり